

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務・防災課
会議名 (審議会等名)	令和元年度第2回嬉野市情報公開審査会	
開催日時	令和元年8月21日(水) 13:30~16:00	
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎 3階 委員会室	
傍聴の可否	可・ 不可 ・一部不可	傍聴者数
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求事案のため	
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、瀧野美喜子委員
	事務局	行政経営部長、総務・防災課長、総務・防災課副課長、総務・ 防災課主任
	その他	
会議の議題	令和元年度第2回嬉野市情報公開審査会次第のとおり	
配布資料	令和元年度第1回嬉野市情報公開審査会会議録 諮問第8号、第9号諮問事項整理票および関連資料 諮問第6号関係資料	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	1. 開会 2. 諮問第8号及び第9号を新たに諮問 3. 議事(1) 令和元年度第1回審査会の内容確認 (2) 諮問第6号、第7号について (3) 諮問第8号及び第9号について (4) その他		
内 容	事務局より開会。 嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		1. 開会 事務局から開会を行った。 2. 議事 (1) 「令和元年度第1回審査会の内容確認」について 議事録について一部修正すべき点があり、次回の会議で議事録の承認を再度行うこととした。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事 (2) 諮問第6号、7号について (継続)		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<p>(2) 諮問第6号、7号について (継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第6号及び第7号について、請求内容と処分内容について資料を示し事務局が説明し、それに対し質疑応答を行った。 ・ 1件の請求に対して内容ごとに2通りの処分を行ったことを確認。 ・ 諮問第6号について、文書の存否、個人情報であることなどを確認し処分妥当の方向で答申書案を作成することとなった。弁明書の書きぶりについて一部記載不足を指摘された。 ・ 諮問第7号について、市長の政治的な発言について、公文書は作成されないことが通常であること、市の説明にも不自然・不合理な点は認められず処分妥当の方向性で答申書案を作成することとなった。 		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事（3）諮問第8号及び第9号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<p>（3）諮問第8号及び第9号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第8号について、公務員の履歴が個人情報であることを確認しつつ、そうであっても公にされている情報であれば、公開しないとするのは無理があると判断。 履歴の一覧は公にすることを予定されていないが個々の情報は市報や新聞で公開されており、個々の情報の集まりである一覧表を非公開とする理由とはならないので、既に市報や新聞で公開されている情報に限り公開すべきとする答申の方向となった。 ・ 諮問第9号について、そもそもの事情が分からないので事務局に説明を求めた。 ・ 事情把握の上結論としては存否応答拒否という処分は妥当と考えるが、その理由をどう表現するかについて協議を重ねた。 ・ 事務の遂行に差し障るというのが実情だが、その理由は非公開情報に触れるため記述できない。 ・ 争訟中の案件に触れることとなり、公開すると不利な立場になるという理由がふさわしいと判断し、その方向で答申書案を作成することとなった。処分の際の理由と異なることとなる。 		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事 (4) その他		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		(4)「その他」について ・協議していただいている案件のほかに2件が追加されていることを事務局から審査会へ報告。 ・次回日程について協議し、10月23日(水)午後と申し合わせた。	
その他			